

令和7年度 第4回 北諏訪区地域協議会

次 第

日時：令和7年11月6日（木）午後6時30分～
会場：北諏訪地区公民館 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

○上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正（利用料金改定）について

【自主的な審議】

○北諏訪まちづくり振興会との意見交換会に向けて

4 そ の 他

- ・次回地域協議会

令和7年 月 日（ ）午後6時30分～北諏訪地区公民館

5 閉 会

上越リゾートセンターくるみ家族園の利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】D/E
60,907人	0	47,171千円	47,171千円	16,237千円	63,408千円	25.6%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

2 条例で定める上限額の変更案

No.	現行(改定前)				変更案			
	区分①	区分②	料金単位	料金 【G】	料金单位	料金 【H】	増減額 (H-G)	増減率 (H/G)
1	個人	一般	1人につき	420円	1人につき	600円	180円	1.4
2		小・中学生		210円		300円	90円	1.4
3	団体(20人以上)	一般		340円		480円	140円	1.4
4		小・中学生		170円		240円	70円	1.4

【H】料金の変更案に記載の金額は条例に定める上限額であり、実際の運用額と異なります。

3 上限額の算出の考え方

原則、「維持管理経費【E】」を、R6年度利用者数で除した金額を一般の料金とする（小・中学生は一般の半額とする）。ただし、算出された額が現行の上限額を大幅に上回る状況となるため、激変緩和措置として上限額は、現行の1.5倍以内とする。

(例) $420\text{円} \times 1.5 = 630\text{円} \Rightarrow 600\text{円}$ (増減率1.4倍)

4 今後のスケジュール

- ・令和7年12月 条例の一部改正案を議会提案
- ・令和8年1月～3月 料金改定の周知期間
- ・令和8年4月1日 改定後の利用料金を適用

北諏訪まちづくり振興会との意見交換について

○意見交換の趣旨

- ・北諏訪区地域協議会では北諏訪区の課題解決のために協議する議題（自主的審議事項）を検討している。
- ・議題の検討にあたり、地域活動を精力的に行っており、広く地域に関わっている北諏訪まちづくり振興会と意見交換を行うもの。

○意見交換を行うテーマについて

	まち・人・交流分科会	健康・スポーツ・福祉分科会
テーマ	<まち・人づくり> 次のまちづくり人材の取り込み	<文化・交流> イベント等への外国人の参加
テーマの趣旨	・まちづくり活動を担っている人が高齢化してきている。継続していくための次世代の取り込みについて。	・近年増えている区内在住外国人のイベント等への参加による文化・交流活動の活発化について。

○意見交換会の持ち方（案）

- ・協議会の分科会とそれに対応する北諏訪まちづくり振興会の専門部会でグループを作り意見交換を行う。

	北諏訪区地域協議会	北諏訪まちづくり振興会
A グループ	まち・人・交流分科会	「まち・人づくり部会」、「文化・交流部会」
B グループ	健康・スポーツ・福祉分科会	「健康・スポーツ部会」、「ふれあい福祉部会」

- ・意見交換では地域協議会で用意したテーマのほか、北諏訪まちづくり振興会が感じる地域課題について意見交換を行う。
- ・意見交換はテーマについて「どのように思うか」「どのような点が問題か」を意見交換する。（これを実施してもらいたいということではない）
- ・意見交換で出された意見は模造紙に書き出し、意見交換終了後、全体に発表し共有する。

○意見交換会後の対応

- ・意見交換会で出された意見を踏まえて、地域協議会で自主的審議事項を検討する。